役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 深緑会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人深緑会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第 21 条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　役員及び評議員の報酬等は、定款第８条及び第 21 条に定めるとおり無報酬とする。

（公　表）

第４条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附　　則

１.この規程は平成２９年　６月　10 日(評議員会の議決日)から施行し、平成２９年　４月　１日から適用する。